

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会と称し、以下「本協議会」という。英文名は、「Japanese Organization of Nurse Practitioner Faculties」と称し、略称は「JONPF」とする。

(目的)

第 2 条 本協議会は、わが国における質の高い診療看護師(NP)養成のための活動を支援し、診療看護師(NP)の医療制度上の役割、身分及び質の確保に関すること等を研究し、診療看護師(NP)の制度拡充に向けて必要な事項を決定し、診療看護師(NP)について社会の理解の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 本協議会では、診療看護師(NP)の名称を用い、次のように定義する。

本協議会が認める NP 教育課程を修了し、本協議会が実施する NP 資格認定試験に合格した者で、保健師助産師看護師法が定める特定行為を実施することができる看護師

(事業)

第 4 条 本協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 大学院で養成する診療看護師(NP)の質の標準化

①大学院教育課程の認定

②資格認定(合格証の発行・資格更新)

(2) 診療看護師(NP)としての身分等の確保及び就労環境の整備に係る事業

(3) 診療看護師(NP)に関する研究支援、会誌の刊行、研究会の開催

(4) 診療看護師(NP)の制度遂行上の活動

(5) 診療看護師(NP)の制度化の拡充に向けた活動

(6) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所)

第 5 条 本協議会は、主たる事務所を大分県大分市に置く。

(公告の方法)

第 6 条 本協議会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 会員

(会員)

第 7 条 本協議会の会員は次の通りとする。

(1) 正会員

(2) 個人会員

(3) 賛助会員

(正会員)

第 8 条 正会員は、本協議会の目的に賛同し、大学院において NP の教育課程を開講又は開

講を予定している大学（以下「会員校」という。）で、理事会の承認を得た者とする。

（個人会員）

第9条 個人会員は、本協議会の目的に賛同し、大学院NP教育課程に関わる個人で、理事会の承認を得た次の者とする。

- （1） 診療看護師(NP)
- （2） 大学院NP教育課程で学ぶ学生
- （3） 診療看護師(NP)の養成に関わる教員
- （4） 診療看護師(NP)の就労に関わる医療従事者
- （5） 診療看護師(NP)の養成、活動を支援する者

（賛助会員）

第10条 賛助会員は、本協議会の目的に賛同する個人又は団体で、理事会の承認を得た者とする。

（入会）

第11条 本協議会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

（会費）

第12条 正会員及び個人会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 前項の会費の未納がない個人会員は、社員総会に出席し、説明を求め、意見を述べることができる。また、当該個人会員は、理事会及び監事に対し、いつでも文書で意見を申し出ることができる。この場合、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）第53条の規定を準用する。

（会員の資格喪失）

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1） 退会したとき。
- （2） 解散又は消滅。
- （3） 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- （4） 1年以上会費の滞納があり、本協議会の督促があっても納付がないとき。
- （5） 本協議会を除名されたとき。

（退会）

第14条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第15条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その当該会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、その会員が議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- （1） 本協議会の定款又は規則に違反したとき。
 - （2） 本協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - （3） その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、文書をもって通知するものとする。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第16条 会員が第13条の規定に基づきその資格を喪失した場合は、本協議会に対する

会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本協議会は、会員がその資格を喪失した場合において、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員及び社員総会

(社員)

第17条 本協議会の正会員である各会員校からそれぞれ届け出のあった代表者2名をもって、一般社団・財団法人法上の社員とする。

(社員の資格喪失)

第18条 会員校が第13条の規定に基づきその資格を喪失したときは、当該会員校から代表者として届け出のあった前条の社員はその社員たる資格を喪失する。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第19条 社員が前条の規定に基づきその資格を喪失した場合は、本協議会に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(社員総会)

第20条 本協議会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 社員総会は、社員をもって構成する。

3 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会の開催・招集)

第21条 定時社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集し、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

2 社員総会を招集するときは、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(決議事項)

第22条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会費及び入会基準の決定
- (4) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び財産目録の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散、合併
- (7) その他理事会が必要と認めた重要事項

(議長)

第23条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第26条 やむを得ない事由で社員総会に出席できない社員は、その議決権を下記の者を代理人として、行使することができる。

(1) 本協議会の社員

(2) 当該社員が属している会員校の教職員

2 議決権を代理行使する場合は、社員総会ごとに代理権を証する書面を本協議会に提出しなければならない。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名押印のうえ、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第4章 役員等

(定数)

第28条 本協議会に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 会長、副会長は、理事の中から理事会において選定する。

3 監事は、本協議会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、本協議会の業務を執行する。

2 会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、会長が本協議会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本協議会の業務を執行する。

(監事の職務・権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協議会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べることができる。

(任期)

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事及び監事の任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第33条 役員は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、その議決権の過半数の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第34条 本協議会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の開催に係る事項
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 会長、副会長の選定及び解職
- (5) 会員の入会の可否の決定
- (6) その他本協議会が必要とする業務執行の決定

(開催)

第36条 理事会は、会長の招集により毎事業年度4回以上開催する。

2 理事会を招集するときは、書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

(議決)

第38条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(議決の省略)

第39条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した議長及び監事が、これに署名・押印する。

第6章 委員会等

(委員会等の設置)

第41条 本協議会の事業を推進するために必要があるときは、委員会及びワーキンググループを設置することができる。

2 本協議会は、第4条に定める事業の推進を図るため研究会等を開催する。

3 委員会及びワーキンググループ並びに研究会等に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第42条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財産の管理・運用)

第43条 本協議会の財産の管理・運用は、理事会の議決にもとづき会長が行う。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本協議会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始日の前日まで

に会長が作成し、理事会の議決を経て、社員総会に報告するものとする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議決を経て、下記(1)については社員総会において報告し、(3)(4)及び(6)については社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

(剰余金)

第46条 本協議会は、剰余金の配当は行わないものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(社員総会決議による解散)

第48条 本協議会は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第49条 本協議会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の議決により本協議会と類似の事業を目的とする他の公益法人等又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第50条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に関する事項については、会長が理事会において承認を得て別途定める。

第10章 書類の備置き及び公開

(備付け帳簿及び書類)

第51条 主たる事務所には、本協議会に関する下記書類を備え、公開するものとする。

- (1) 定款
- (2) 会員及び社員に関する名簿
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 本協議会の履歴事項全部証明書
- (5) 社員総会及び理事会の議事録
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書

- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 前号の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿

2 本協議会は、業務上知り得た個人情報の保護に努めるものとする。

第11章 附則

(設立時の役員)

第52条 本協議会の設立時の理事及び監事は、次のとおりとする。

- 理事 草間朋子
- 理事 島田珠美
- 理事 野川道子
- 理事 葉玉哲生
- 理事 前原正明
- 理事 村嶋幸代
- 理事 山西文子
- 理事 渡邊孝
- 監事 湯沢八江
- 監事 渡邊隆夫

(設立時の代表理事)

第53条 本協議会の設立時代表理事は、次のとおりとする。

(住所) 東京都練馬区桜台1丁目12番2-405号

(氏名) 草間朋子

(設立時の社員)

第54条 本協議会の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

(住所) 東京都練馬区桜台1丁目12番2-405号

(氏名) 草間朋子

(住所) 大分県大分市新町12番11-805号 (パークレジデンス新町)

(氏名) 村嶋幸代

(住所) 東京都新宿区市谷柳町37番地

(氏名) 山西文子

(最初の主たる事務所の所在場所)

第55条 最初の主たる事務所は、大分県大分市大字廻栖野2944番地9「大分県立看護科学大学内」に置く。

(施行細則)

第56条 この定款に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(定款に定めのない事項)

第57条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによる。

附則

第1条 本定款は平成25年3月25日に施行する。

第2条 本定款改正は平成27年5月30日に施行する。

以上、一般社団法人日本NP教育大学院協議会を設立するため、設立時社員が次に記名押印する。

平成25年3月25日

設立時社員 草間朋子

設立時社員 村嶋幸代

設立時社員 山西文子